

西伊豆町森林整備計画書

(変更箇所のみ)

計画期間

(自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日)

(変更 令和8年3月31日)

静岡県
賀茂郡西伊豆町

はじめに

西伊豆町森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本町内の森林を適切に整備していくことを目的として、本町における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めるものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして町長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める伊豆地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に伊豆地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和8年4月1日から効力を生じます。

表 1-2-8 森林の区域（機能別）

区分	森林の所在	面積 (ha)
木材等生産機能維持増進森林	2～48 林班、51～55 林班、60～62 林班、68 林班、70～114 林班	6,066.77
特に効率的な施業が可能な森林	53 林班、93～95 林班	288.95
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	2～40 林班、42～48 林班、51～55 林班、60～62 林班、68 林班、70～92 林班、 94～95 林班の一部 、96～115 林班
	山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林	3 林班、5 林班、8 林班、10～17 林班、44 林班、46～48 林班、51 林班、55 林班、61 林班、68 林班、70～75 林班、77～78 林班、81 林班、85～86 林班、 92～93 林班 、 94 林班の一部 、98 林班、100 林班、103～104 林班、108 林班、110 林班、112～115 林班
	快適環境形成機能維持増進森林	49～50 林班、57～58 林班、65～67 林班、69 林班
	保健文化機能維持増進森林	1 林班、18～21 林班、23 林班、49～50 林班、56～59 林班、63～67 林班、69 林班

※1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※2 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表 1-2-9 森林の区域（施業種別）

施業種	森林の所在	面積 (ha)
通常伐期	41 林班、 93～95 林班の一部	318.01
伐期の延長	2 林班、4 林班、6～7 林班、9 林班、22 林班、24～40 林班、42～43 林班、45 林班、52～54 林班、60 林班、62 林班、76 林班、79～80 林班、82～84 林班、87～91 林班、 95 林班の一部 、96～97 林班、99 林班、101～102 林班、105～107 林班、109 林班、111 林班、	3,268.81

長伐期	1 林班、 3 林班、 5 林班、 8 林班、 10～21 林班、 23 林班、 44 林班、 46～51 林班、 55～59 林班、 61 林班、 63～75 林班、 77～78 林班、 81 林班、 85～86 林班、 92～93 林班、 94 林班の一部 、 98 林班、 100 林班、 103～104 林班、 108 林班、 110 林班、 112～115 林班	3,381.42
合計		6,968.24

※ 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

III 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

第3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- ・初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。
- ・山火事発生の危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域においては、タバコ、たき火の後始末の周知を徹底する。
- ・林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。
- ・林野火災注意報の発令時には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用の制限に従うよう努めることを周知する。
- ・林野火災警報の発令時には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底することを周知する。

V その他森林の整備のために必要な事項

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

施業の制限を受ける保安林においては、森林法に基づく施業を実施する。また、自然公園法、砂防指定地管理条例等の法令等により伐採行為が制限されている場合には、これらの法令等を踏まえた施業を実施する。

また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。